

# 医療保険のしおり

## 平成24年度指導における指摘事項（その2）

平成24年度、中国四国厚生局鳥取事務所が実施した「保険医療機関個別指導」において指摘された事項を抜粋して掲載しますので、日常診療の参考にして下さい。

なお、（その1）は4月号（No694号）へ掲載しておりますので、併せてご確認ください。

### I 診療に係る事項

#### 1 診療録

- (1) 診療録の記載を看護師が行っているにもかかわらず実施者の署名、又その記載を承認したとの医師の記録もないため診療録の真正性に疑義のある例が認められたので改めること。
- (2) 検査名の具体名の記載がないため、その内容が明確でない例が認められたので改めること。（例：生化学検査1、2、3、4、5）
- (3) 複数の医師が一人の患者の診療にあたっている場合において、署名又は記名押印等が診療の都度ないため、責任の所在が明らかでない例が認められたので改めること。
- (4) 診療録に貼り紙が認められたので改めること。
- (5) 記載内容について判読困難な診療録が認められたので、第三者にも判読できるよう丁寧に記載すること。

#### 2 傷病名

- (1) 傷病名については適宜見直しを行い、中止、治癒など病名整理をすること。また、重複して付けていた例が認められたので改めること。

#### 3 基本診療料

- (1) 再診料の時間外加算の算定に際し、その再診を行った時間が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。
- (2) 電話再診について、医学的な意見を求められたのではなく、検査の結果による医療機関側からの電話指示に対して算定している例が認められたので改めること。
- (3) 再診料について、診療していない日に算定している例が認められたので改めること。
- (4) 再診に付随する一連の行為に対して再度、再診料を算定していた例が認められたので改めること。
- (5) 入院基本料に係る褥瘡対策の基準について、算定要件を満たしていない例が認められたので改めること。
  - ・褥瘡に関する危険因子のある患者及び既に褥瘡を有する患者について、褥瘡対策に係る専任の医師及び専任の看護職員による褥瘡対策の診療計画は作成されているが、その実施後評価を行っていない例が認められた。
- (6) 入院基本料に係る栄養管理体制の基準について、算定要件を満たしていない例が認められたので改めること。

・特別な栄養管理が必要な患者について、栄養管理計画を作成していない例が認められた。

(7) 休日加算について、急病等やむを得ない理由により受診した患者以外の患者に算定している例が認められたので改めること。

#### 4 医学管理等

(県医注)

・平成24年7月1日より、生活習慣病、小児、呼吸器疾患患者等に対する入院基本料等加算および医学管理等を算定する場合には、原則、屋内全面禁煙を行うよう要件が見直されているので、留意すること。

なお、屋内禁煙を行っている旨を見やすい場所に掲示すること。

(1) 特定疾患療養管理料の算定に際し、主病に対する管理内容の要点の診療録への記載が希薄な例が認められたので改めること。

(2) 生活習慣病管理料算定に際し、療養計画書の作成にあたって、参考様式として厚生労働省が示した事項が全て記載された様式ではない計画書が認められたので改めること。

(3) 生活習慣病管理料の算定に際し、算定したこと自体が診療録に記載されていない例、及び治療計画書が4月に1回以上交付されていない例が認められたので改めること。

(4) 生活習慣病療養計画書の欄外に医師署名欄がない様式となっているので、正しい様式に改めること。

(5) 生活習慣病療養計画書の患者署名欄に患者の署名がないものが認められたので、署名の確認をしよう改めること。

(6) 悪性腫瘍特異物質治療管理料の算定に際し、治療計画の要点が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。

(7) がん性疼痛緩和指導管理料の算定に際し、麻薬の処方前の疼痛の程度、麻薬の処方後の効果判定、副作用の有無、治療計画及び指導内容の要点が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。

(8) 特定薬剤治療管理料の算定に際し、算定したこと自体が診療録に記載されていない例、診療報酬明細書に血中濃度を測定している薬剤名の記載がない例、及び治療計画の要点の診療録への記載がない例が認められたので改めること。

(9) ニコチン依存症管理料の算定に際し、算定したこと自体が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。

#### 5 在宅医療

(1) 在宅患者診療・指導料について算定要件を満たしていない例が認められたので改めること。

・医師が看護師等に対して行った指示内容の要点が診療録に記載されていない例が認められた。

(2) 在宅療養指導管理料について算定要件を満たしていない例が認められたので改めること。

①在宅中心静脈栄養法指導管理料の算定に際し、当該在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点が診療録に記載されていない例が認められた。

②在宅寝たきり患者処置指導管理料の算定に際し、当該在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点が診療録に記載されていない例が認められた。

(3) 在宅患者訪問点滴注射管理指導料の算定に際し、在宅患者訪問点滴注射指示書の作成にあたって、参考様式として厚生労働省が示した事項が全て記載された様式ではない指示書が認められたので改める

こと。

- (4) 緊急往診加算算定について、「厚生労働大臣が定める時間」が診療録に記載されていないため、算定要件を満たしていることが判断できない例が認められたので改めること。
- (5) 在宅酸素療法指導管理料の算定に際し、当該在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点が診療録に記載されていない例、又、「その他の場合」の算定に際し、高度慢性呼吸不全例、肺高血圧症の患者又は慢性心不全の患者のうち、安定した病態にある退院患者及び手術待機の患者について、在宅で患者自らが酸素吸入を実施するもの以外の患者について算定している例が認められたので改めること。
- (6) 往診料の算定について、患家からの求めがあったことが確認できない場合に算定している例が認められたので改めること。
- (7) 特別の関係にある訪問看護ステーションが訪問看護療養費を算定した日と、医療機関が再診料等を算定した日が明確に分かるようにすること。

## 6 検査・画像診断

- (1) 必要性が乏しいにもかかわらず実施された検査が認められたので改めること。  
(例：ECG、胸部単純撮影、腹部単純撮影)
- (2) コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して、コンタクトレンズ検査料を算定せず、出来高で算定されている例が認められたので改めること。
- (3) 健康診断として実施された画像診断を保険請求している例が認められたので改めること。(例：CT検査)
- (4) 算定要件を満たさない、又は不適切に算定された検査の実施例が認められたので改めること。
  - ・呼吸心拍監視の算定に対し、観察結果の要点の記載がない例が認められた。
- (5) 適応症病名がないにもかかわらず実施された検査が認められたので改めること。

## 7 投薬・注射

- (1) 5%糖注20mlを静注しているにもかかわらず、5%糖注500mlを請求している例が認められたので改めること。
- (2) 適応外投与の例が認められたので改めること。
  - ①タケプロンを胃潰瘍に対して8週間を超えて投与している例が認められた。
  - ②食事摂取可能な患者にビタミン製剤が投与されているにもかかわらず、投与が必要且つ有効と判断した趣旨を具体的に診療録に記載していない例、効果判定を行っていない例が認められた。
- (3) 重複投与の例が認められたので改めること。
  - ・総合ビタミン剤と各種ビタミン剤を併用している例が認められた。  
(ビタメジン配合剤カプセルB25とアリナミンF50注)
- (4) 適応症病名がないにもかかわらず投与した薬剤が認められたので改めること。

## 8 手術・処置

- (1) 経管栄養カテーテル交換法算定に際し、カテーテル交換後の確認を画像診断又は内視鏡等を用いて行っていない例が認められたので改めること。

(2) 消炎鎮痛等処置について、鍼、灸を行って算定している例が認められたので改めること。

## II 診療報酬の請求に係る事項

(1) 治療に対する傷病名について、診療録には記載されているが診療報酬明細書には記載がもれている例が認められたので改めること。

(2) 診療報酬の請求をするときは、保険医自らが診療録と診療報酬明細書の突合を行い、記載事項に誤りや不備等がないか十分に確認すること。

(3) 施設の看護師が行っている点滴注射について手技料を算定している例が認められたので改めること。

(4) 自由診療の患者の再診料を保険請求している例が認められたので改めること。

(例：脱毛症にプロペシア錠投与中の患者)

(5) 診療録には再診料算定とあるにもかかわらず、事務的誤りで初診料を保険請求している例が認められたので改めること。

(6) 健康診断と保険診療を同時に行い、再診料を保険請求している例が認められたので改めること。

## III 事務的な取扱いに係る事項

### 1 標示・掲示

(1) 明細書の発行状況について掲示をすること。

(2) コンタクトレンズ検査料について、その施設基準により定められている掲示事項の一部に不備が認められたので改めること。

### 2 その他

(1) 当該保険医療機関の保険医として厚生局に登録されていない医師が診療したものを保険請求しているが認められたので、速やかに届出すること。

(2) 診療日を変更した場合は、速やかに届出すること。